

○倉敷市中小企業者人材育成支援補助金交付要綱

令和4年3月28日

告示第137号

改正 令和5年4月13日告示第235号

令和7年3月31日告示第169号

(目的等)

第1条 この要綱は、専門的な知識又は技術の習得又は向上を図るため、研修の受講等により従業者の人材育成を行う本市の中小企業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、地域経済を支える中小企業者の競争力強化を図り、もって地域産業の振興に寄与することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する中小企業者とする。

- (1) 市内に住所及び事業所を有する個人
- (2) 市内に主たる事業所を有する会社

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金を交付しない。

- (1) 同一の事業に対して、本市又は他の団体から別に補助金の交付を受ける者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第1項第4号若しくは第5号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者

- (4) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係

を有する者に該当する者

(5) 事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定による要件を欠いている者

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者  
(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 中小企業者の負担において、その従業者（前条第1項第1号の個人及び同項第2号の会社の代表者を含む。以下この項において同じ。）に次に掲げる研修（当該中小企業者が実施するものを除く。）を受講させる事業

ア デジタルトランスフォーメーション（情報通信技術の活用によるより豊かで便利な社会の実現を目指し、製品、サービスその他の業務について既存の枠組みにとらわれない改革を行うことをいう。）に関する研修

イ 事業継続力強化に関する研修

ウ 海外への事業展開に関する研修

エ 脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条の2に規定する脱炭素社会をいう。）の実現に関する研修

オ デザイン経営（特許庁が推進し、経済産業省・特許庁が取りまとめた「デザイン経営」宣言（2018年5月23日）に規定するデザイン経営をいう。）又はデザイン思考（デザイン業においてデザインを行う際に用いる手法を利用し、製品、サービス等に係る要望の本質又は隠れた課題を顧客、サービス利用者等の視点から発見し、経営上の問題解決を図る思考法をいう。）に関する研修

カ 岡山県が実施する産業人財育成事業において行われる研修のうち、市長が指定するもの

キ 岡山県が実施するおかやまモノづくりネットワーク推進事業において行われる研修のうち、市長が指定するもの

ク 中小企業大学校（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する中小企業大学校をいう。）が実施する研修のうち、市長が指定するもの

ケ 別表に掲げる試験又は検定その他これらに準ずると市長が認めるもの（以下「試験等」という。）に係る研修

(2) 中小企業者の負担において、その従業者に技能検定（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の技能検定であつて、同法第46条第4項の規定により都道府県職業能力開発協会が実施するもの又は同法第47条第1項の規定により指定試験機関が実施するもののうち、特級、1級、2級又は単一等級のものをいう。第13条第3号において同じ。）を受けさせる事業

(3) 中小企業者の負担において、その従業者に試験等を受けさせる事業  
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) 前条第1号に規定する補助対象事業 研修受講料
- (2) 前条第2号に規定する補助対象事業 受検手数料
- (3) 前条第3号に規定する補助対象事業 受験手数料又は受検手数料

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含まない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、一の中小企業者につき1年度当たり10万円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期日までに、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書その他の補助対象経費及びその内訳が分かる書類の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助対象事業の実施時期)

第8条 補助対象事業の実施時期は、次条の規定による交付決定のあつた日以後でなければならない。

(交付決定等)

第9条 市長は、第7条の交付申請書の提出があつたときは、これを審査し、補助金の交付の

適否を決定し、所定の通知書により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すことができる。

(補助対象事業の内容の変更)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、所定の変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な内容変更であると市長が認める場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の承認を行うに当たっては、必要な条件を付すことができる。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、所定の中止（廃止）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助対象事業遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに所定の遅延等報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は3月20日（閉庁日の場合は、その日後において最も近い開庁日）のいずれか早い日までに、所定の実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書その他の補助対象経費の支払及びその内訳を証する書類の写し

(2) 受講修了書その他の研修の受講を証する書類の写し（第4条第1号に規定する補助対象事業に限る。）

(3) 受検票又は受験票その他の技能検定又は試験等を受けたことを証する書類の写し（第4条第2号又は第3号に規定する補助対象事業に限る。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第14条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、

所定の確定通知書により通知するものとする。

(補助金の支払)

第15条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者の請求により補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金について期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

(協力及び情報の公表)

第17条 補助事業者は、市長がその成果を調査し、公表し、又は普及を図るときは、これに協力するものとする。

2 市長は、補助事業者の氏名又は名称並びに補助対象事業の取組内容及び成果について、補助事業者の協力を得て、地域産業振興策の実例として公表することができる。

(補助金の経理等)

第18条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月13日告示第235号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日告示第169号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

ITパスポート試験
情報セキュリティマネジメント試験

基本情報技術者試験
応用情報技術者試験
ITストラテジスト試験
システムアーキテクト試験
プロジェクトマネージャ試験
ネットワークスペシャリスト試験
データベーススペシャリスト試験
エンベデッドシステムスペシャリスト試験
ITサービスマネージャ試験
システム監査技術者試験
情報処理安全確保支援士試験
ITコーディネータ試験
AWS認定試験
Python 3 エンジニア認定試験
AI実装検定
エネルギー管理士試験
省エネ・脱炭素エキスパート検定（ビル分野）
省エネ環境診断士試験
事業継続管理者試験